

ご回答

2021年10月12日

東京電力ホールディングス株式会社

1. 本事案は、更田委員長の国会答弁（別紙）の通り、核物質防護規定違反であり、そのための追加検査が実施され、御社も改善措置報告を行ったものと考えられます。小林会長におかれましては、本事案が柏崎刈羽原発事業者による核物質防護規定違反であるとの事実認識をしておられないのでしょうか。

○ 本事案については、令和3年3月31日の原子力規制委員会における審議の結果、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第91条第2項で規定する「特定核燃料物質の防護のために必要な措置」に違反していることが認定され、これに対して当社は、弁明を行わない旨の回答を同年4月7日に行っております。

2. 小林会長の「今回の報告書の検証を通じまして、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした(会見記録 37:40)」は、いかなる趣旨で、誰に向け、何のために発言されたのでしょうか。原子力規制委員長の明確な核物質防護規定違反との指摘と異なりますが、どう対処されますか。

○ 会見での小林会長による「今回の報告書の検証を通じて、核物質防護規定違反を明確に示す事案は確認されませんでした」との発言は、本事案の検証において、社長及び原子力・立地本部長の責任を判断するうえで、同規定に定める役割の実施状況及び社内規定上の役割の対応状況を確認したところ、社長及び原子力・立地本部長は同規定に定める役割は果たしていたこと、及び当時の発電所における当該業務の業務責任箇所から現場実態の正確な報告がなかったことが確認されたことを踏まえ、社長及び原子力・立地本部長に同規定違反となる行為は確認されなかったとの趣旨の発言であり、IDカード不正と機能の一部喪失事案自体の法令違反に関する認識を示したものではありません。

以上